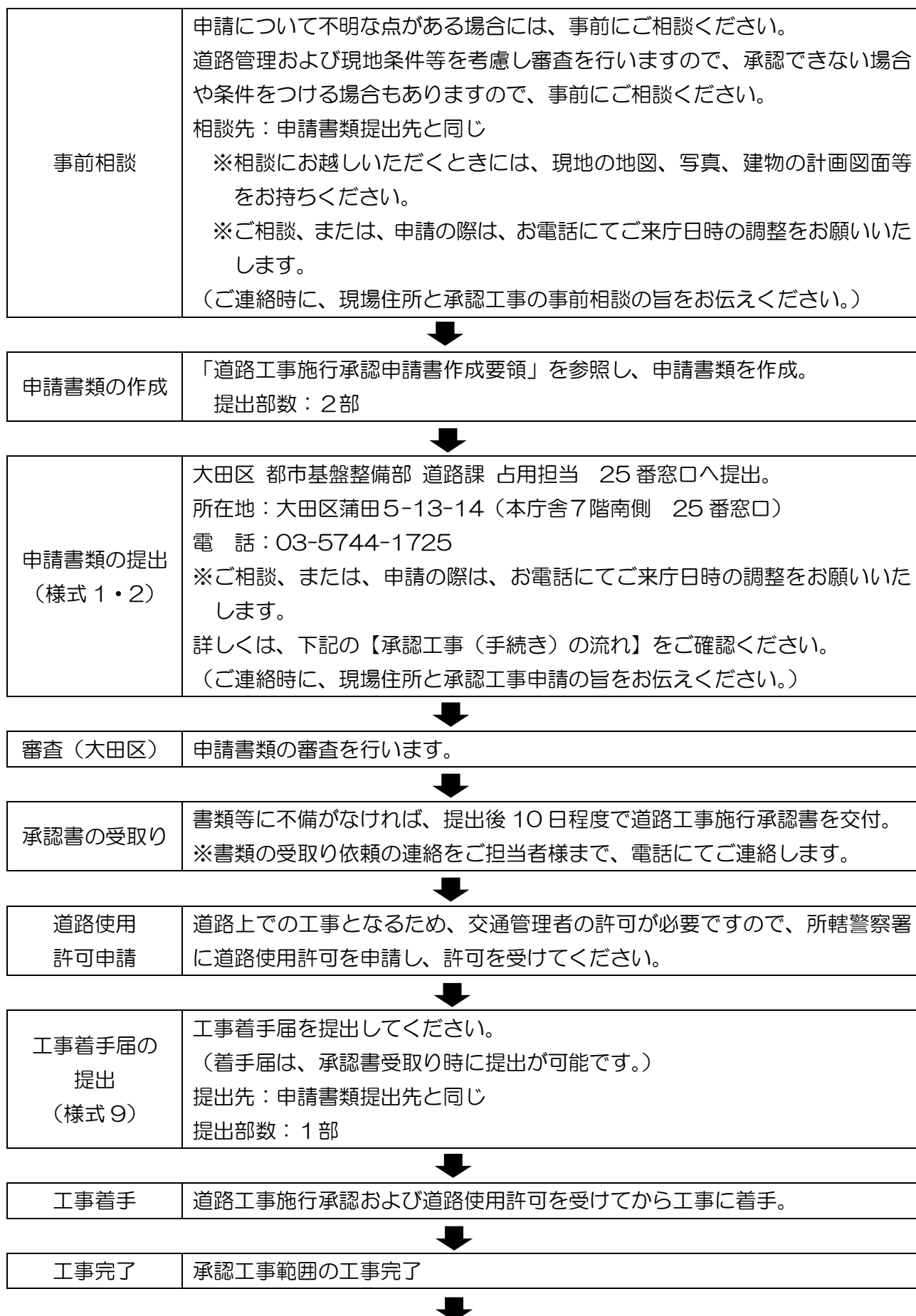


承認工事（手続き）の流れ



工事しゅん功届 の提出 (様式 10)	「道路工事しゅん功届」を提出してください。 添付書類：施工個所の施工前・施工中・完了の写真 施工中の写真は、不可視部分を撮影してください。 提出先：申請書類提出先と同じ 提出部数：1 部
---------------------------	--



しゅん功検査 (大田区)	申請書類に基づき寸法等の検査を現地にて行います。 規格および機能等を満足していない場合には、補修工事が必要になります。 ※検査時に申請者の立会が必要になる場合には、事前にご連絡します。
-----------------	---



承認工事によって道路等に付加した物件は、原則検査の完了をもって区に帰属します。	
---	--



検査が完了した日から起算して 1 年の間は、工事施行者が瑕疵担保責任を負うものとする。	
---	--

工事概要および工事期間が変更になった場合

変更申請書の 提出 (様式 5)	「道路工事施行承認変更申請書」を提出してください。 添付書類：「道路工事施行承認申請書作成要領」を参照 提出先：申請書類提出先と同じ 提出部数：2 部
------------------------	---

工事期間のみが変更になった場合

変更届の 提出 (様式 6)	「道路工事期間変更届」を提出してください。 提出先：申請書類提出先と同じ 提出部数：1 部
----------------------	--